

処 分 基 準

平成 6 年 1 0 月 1 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項（消費）、同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 爆発または燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発または燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発または燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：警察署防犯課（係）または 警察本部生活保安課保安係
備 考：